

司法の不条理に、こう向き合わされると.....

書籍広告が目が留まり、第3回新潮ドキュメンタリ - 賞受賞の「そして殺人者は野に放たれる」を読んだ。

凶悪犯罪には重大な被害が伴うが、動機が不可解であれば、犯罪自体がなかったことになるという、被害者やその遺族が到底納得できない理不尽さは何によるのかを明らかにする、10年の歳月をかけたルポの書であった。

著者はその最大の原因は、裁判における刑法39条（心神喪失）の乱用の現状にあるという。つまり、犯罪行為のその瞬間、加害者が責任能力を問えない心神喪失、耗弱状態だったと認定されれば罪を問えない（不起訴、無罪）、または減刑の要因になるということである。

例えば、解り易い例を上げれば、泥酔状態で数人殺めても、不起訴、無罪もありうるということであり、また、泥酔だったことを理由に減刑判決もありうるということのよう。

心神喪失、耗弱状態だったかどうかは、精神鑑定医が鑑定するのであるが、その現状の曖昧さ、また、検察、裁判所も、この心神喪失の語彙の前では、思考停止、自縄自縛に陥っていることもルポしている。

また、マスコミもこの語彙が出てくると、人権擁護からかその後の事件の報道も控えがちになり、事件の検証すら放棄してる現状もルポしている。

先進諸外国に比べ、日本は、司法が心神喪失による不起訴あるいは無罪にした凶悪な犯罪者を処遇する法務省管轄の施設が一つもないという。それ故、書名のように「そして殺人者は野に放たれる」ことになるよう。

この日本の刑法の背景には、諸外国のような罪刑法定主義（個々の犯罪について、可能な限り具体的な罪刑が示される）でなく、「犯罪者の『動機』や『精神状態』なる虚構を重視して犯罪の結果を軽視し、被害者や遺族を泣き寝入りさせてきた、『司法的屁理屈』がまかり通り続ける」日本の犯罪裁判の現状を糾弾・ルポしている。

更に、著者は、刑法39条の存在、乱用、混乱、暴走の実態こそが、「精神障害者差別そのものであり、精神病者は反社会的で危険だ、という悪質なイデオロギ - そのものであることに、私は注意を喚起せざるをえない。」と記している。

司法の不条理な現実、現状にこう向き合わされると、読み進むにはそれなりのエネルギー - の要る書であった。

（2005年4月27日 記）